件名

保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき保険業法第百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項等について金融庁長官が別に定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第　　号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の規定に基づき、保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき保険業法第百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項等について金融庁長官が別に定める件（令和七年金融庁告示第七十五号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和九年　　月　　日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

（別紙様式第四号）

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）				
科目	イ 財務会計ベースの額	ロ 組替えの額	ハ 評価替えの額	ニ 経済価値ベースの額
資産の部				
［略］				
負債の部				
［略］				
純資産の部				
純資産				
［略］				
評価・換算差額等合計				

改　正　前

（別紙様式第四号）

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）				
科目	イ 財務会計ベースの額	ロ 組替えの額	ハ 評価替えの額	ニ 経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ）
資産の部				
［同左］				
負債の部				
［同左］				
純資産の部				
純資産				
［同左］				
その他の包括利益累計額合計（評価・換算差額等合計）				

土地再評価差額金				
［略］				

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　各科目について、イ欄の「財務会計ベースの額」には貸借対照表計上額、ロ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ハ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ニ欄の「経済価値ベースの額」には、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定する経済価値評価の額を記載すること。なお、経済価値ベースのバランスシートの状態を明らかにするために必要があるときは、

土地再評価差額金				
為替換算調整勘定				
退職給付に係る調整累計額				
［同左］				

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　各科目について、イ欄の「財務会計ベースの額」には貸借対照表計上額、ロ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ハ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ニ欄の「経済価値ベースの額」には、当該科目に係る経済価値評価の額としてイ欄、ロ欄及びハ欄の額の合計額を記載すること。なお、経済価値ベースのバランスシートの状態を明らかにするために必要があるとき

この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載することができる。その他、本記載上の注意において、各欄の記載方法について別途の定めがある場合には、当該定めに従うこと。

［２～９　略］

10　「経済価値ベースの調整額」の科目のニ欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第三十九条第六号に掲げる経済価値ベースの調整額として、「総資産」の項のニ欄の額から、「総負債」の項のニ欄の額並びに「純資産の部」の内訳である「基金等合計又は株主資本合計」、「評価・換算差額等合計」、「株式引受権」、「新株予約権」及び「その他」の項のニ欄の額の合計額を除いたものの額を記載すること。

11　［略］

（別紙様式第四号の二）

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）				
科目	［略］	ニ	［略］	ヘ
	子会社株式に係る特例手法適用前の額		子会社株式に係る特例手法適用後の額	
	［略］	経済価値	［略］	経済価値

は、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載することができる。その他、本記載上の注意において、各欄の記載方法について別途の定めがある場合には、当該定めに従うこと。

［２～９　同左］

10　「経済価値ベースの調整額」の科目のニ欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第三十九条第六号に掲げる経済価値ベースの調整額として、「総資産」の項のニ欄の額から、「総負債」の項のニ欄の額並びに「純資産の部」の内訳である「基金等合計又は株主資本合計」、「その他の包括利益累計額合計（評価・換算差額等合計）」、「株式引受権」、「新株予約権」及び「その他」の項のニ欄の額の合計額を除いたものの額を記載すること。

11　［同左］

（別紙様式第四号の二）

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）				
科目	［同左］	ニ	［同左］	ヘ
	子会社株式に係る特例手法適用前の額		子会社株式に係る特例手法適用後の額	
	［同左］	経済価値	［同左］	経済価値

		ベースの額		ベースの額			ベースの額（イ＋ロ＋ハ）		ベースの額（ニ＋ホ）
資産の部					資産の部				
総資産					総資産				
［略］					［同左］				
退職給付に係る資産（前払年金費用）					前払年金費用				
［略］					［同左］				
負債の部					負債の部				
［略］					［同左］				
純資産の部					純資産の部				
純資産					純資産				
基金等合計又は株主資本合計					基金等合計又は株主資本合計				
［略］					［同左］				
連結剰余金又は利益剰余金（剰余金又は利益剰余金）					剰余金又は利益剰余金				
［略］					［同左］				

その他の包括利益累計額合計				
［略］				
退職給付に係る調整累計額				
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金				
株式引受権				
新株予約権				
非支配株主持分				
その他				
［略］				

（記載上の注意）

［略］

（別紙様式第四号の三）

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（連結ベース）					
科目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
	財務会	連結の	組替え	評価替	経済価

その他の包括利益累計額合計（評価・換算差額等合計）				
［同左］				
退職給付に係る調整累計額				
株式引受権				
新株予約権				
その他				
［同左］				

（記載上の注意）

［同左］

（別紙様式第四号の三）

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（連結ベース）					
科目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
	財務会	連結の	組替え	評価替	経済価

	計ベースの額	範囲等に係る調整の額	の額	えの額	値ベースの額
資産の部					
総資産					
［略］					
再保険回収額					
負債の部					
総負債					
［略］					
非保険負債					
［略］					
退職給付に係る負債					
［略］					
純資産の部					
純資産					

	計ベースの額	範囲等に係る調整の額	の額	えの額	値ベースの額（イ＋ロ＋ハ＋ニ）
資産の部					
総資産					
［同左］					
再保険回収額					
負債の部					
総負債					
［同左］					
非保険負債					
［同左］					
退職給付に係る負債（退職給付引当金）					
［同左］					
純資産の部					
純資産					

基金等合計又は株主資本合計					
［略］					
連結剰余金又は利益剰余金					
規制上の準備金					
［略］					
その他の包括利益累計額合計					
［略］					
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金					
［略］					

基金等合計又は株主資本合計					
［同左］					
剰余金又は利益剰余金					
規制上の準備金					
［同左］					
その他の包括利益累計額合計（評価・換算差額等合計）					
［同左］					
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額					
［同左］					

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

１　［略］

２　各科目について、イ欄の「財務会計ベースの額」には連結貸借対照表計上額、ロ欄の「連結の範囲等に係る調整の額」には、連結ベースの計算に当たって、ソルベンシー・マージン比率告示第二章第二節に定めるところにより、連結貸借対照表における連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更等を行ったことによる各科目の増減額、ハ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ニ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ホ欄の「経済価値ベースの額」には、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定する経済価値評価の額を記載すること。なお、経済価値ベースのバランスシートの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載することができる。その他、本記載上の注意において、各欄の記載方法について別途の定めがある場合には、当該定

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

１　［同左］

２　各科目について、イ欄の「財務会計ベースの額」には連結貸借対照表計上額、ロ欄の「連結の範囲等に係る調整の額」には、連結ベースの計算に当たって、ソルベンシー・マージン比率告示第二章第二節に定めるところにより、連結貸借対照表における連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更等を行ったことによる各科目の増減額、ハ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ニ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ホ欄の「経済価値ベースの額」には、当該科目に係る経済価値評価の額としてイ欄、ロ欄、ハ欄及びニ欄の額の合計額を記載すること。なお、経済価値ベースのバランスシートの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載することができる。その他、本記載上の注意において、各欄の記載方法について別途の定めがある場合に

めに従うこと。

3　［略］

4　その他、本様式（注記を除く。）の記載に当たっては、別紙様式第四号記載上の注意２及び４から10までの規定に準じること。この場合において、これらの規定中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「剰余金又は利益剰余金」とあるのは「連結剰余金又は利益剰余金」と、「「剰余金」」とあるのは「「連結剰余金」」と、「評価・換算差額等合計」とあるのは「その他の包括利益累計額合計」と、「ニ欄」とあるのは「ホ欄」とそれぞれ読み替えること。

5　［略］

（別紙様式第四号の四）

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（連結ベース・控除合算手法適用）						
科目	イ	ロ	ハ	ニ	［略］	ト
	財務会計ベースの額	連結の範囲等に係る調	控除合算手法の適用に	控除合算手法適用後の額		

は、当該定めに従うこと。

3　［同左］

4　その他、本様式（注記を除く。）の記載に当たっては、別紙様式第四号記載上の注意２及び４から10までの規定に準じること。この場合において、これらの規定中、「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「ロ欄」とあるのは「ハ欄」と、「ハ欄」とあるのは「ニ欄」と、「ニ欄」とあるのは「ホ欄」とそれぞれ読み替えること。

5　［同左］

（別紙様式第四号の四）

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（連結ベース・控除合算手法適用）						
科目	イ	ロ	ハ	ニ	［同左］	ト
	財務会計ベースの額	連結の範囲等に係る調	控除合算手法の適用に	控除合算手法適用後の額		

		整の額（控除合算手法の適用に係るものを除く）	よる控除の額	調整後の財務会計ベースの額	［略］	経済価値ベースの額
資産の部						
総資産						
［略］						
特別勘定等の資産						
再保険回収額						
負債の部						
総負債						
［略］						
非保険負債						
［略］						
退職給付に係						

		整の額（控除合算手法の適用に係るものを除く）	よる控除の額	調整後の財務会計ベースの額（イ＋ロ－ハ）	［同左］	経済価値ベースの額（ニ＋ホ＋ヘ）
資産の部						
総資産						
［同左］						
特別勘定の資産						
再保険回収額	／					
負債の部						
総負債						
［同左］						
非保険負債						
［同左］						
退職給付に						

る負債							係る負債（退職給付引当金）									
［略］							［同左］									
純資産の部							純資産の部									
純資産							純資産									
基金等合計又は株主資本合計							基金等合計又は株主資本合計									
［略］							［同左］									
連結剰余金又は利益剰余金							剰余金又は利益剰余金									
規制上の準備金							規制上の準備金									
［略］							［同左］									
その他の包括利益累計額合計							その他の包括利益累計額合計（評価・換算差額等合計）									
［略］							［同左］									
在外子会社等に係る保険契約準備金評価							在外子会社等に係る保険契約準備									

差額金						
［略］						

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　［略］

2　各科目について、イ欄の「財務会計ベースの額」には、連結貸借対照表計上額、ロ欄の「連結の範囲等に係る調整の額（控除合算手法の適用に係るものを除く）」には、連結ベースの計算に当たって、ソルベンシー・マージン比率告示第二章第二節に定めるところにより、連結貸借対照表における連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更等を行ったことによる各科目の増減額、ハ欄の「控除合算手法の適用による控除の額」には、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条第一項第一号に定めるところにより、控除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）を作成するに当たって行った調整による増減額、ニ欄の「調整後の財務会計ベースの額」には、控除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表額として、イ欄及びロ欄の合計額からハ欄の額を控除した額、ホ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、同項第二号の規定により準用するソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該科目の

金評価差額						
［同左］						

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　［同左］

2　各科目について、イ欄の「財務会計ベースの額」には、連結貸借対照表計上額、ロ欄の「連結の範囲等に係る調整の額（控除合算手法の適用に係るものを除く）」には、連結ベースの計算に当たって、ソルベンシー・マージン比率告示第二章第二節に定めるところにより、連結貸借対照表における連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更等を行ったことによる各科目の増減額、ハ欄の「控除合算手法の適用による控除の額」には、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条第一項第一号に定めるところにより、控除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）を作成するに当たって行った調整による増減額、ニ欄の「調整後の財務会計ベースの額」には、控除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表額として、イ欄及びロ欄の合計額からハ欄の額を控除した額、ホ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条第一項第二号の規定により準用するソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところによ

額の増減額、へ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条第一項第二号の規定により準用するソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ト欄の「経済価値ベースの額」には、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定する経済価値評価の額を記載すること。なお、経済価値ベースのバランスシートの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載することができる。その他、本記載上の注意において、各欄の記載方法について別途の定めがある場合には、当該定めに従うこと。

３　［略］

４　その他、本様式（注記を除く。）の記載に当たっては、別紙様式第四号記載上の注意２及び４から10までの規定に準じること。この場合において、これらの規定中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「剰余金又は利益剰余金」とあるのは「連結剰余金又は利益剰余金」と、「「剰余金」」とあるのは「「連結剰余金」」と、「評価・換算差額等合計」とあるのは「その他の包括利益累計額合計」と、「ニ欄」とあるのは「ト欄」とそれぞれ読み替えるものとする。なお、同様式記載上の注意６から10までに準じて各欄の記載に当たっては、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条第一項第二号の規定により準用するソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、へ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条第一項第二号の規定により準用するソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ト欄の「経済価値ベースの額」には、当該科目に係る経済価値評価の額としてニ欄、ホ欄及びへ欄の額の合計額を記載すること。なお、経済価値ベースのバランスシートの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載することができる。その他、本記載上の注意において、各欄の記載方法について別途の定めがある場合には、当該定めに従うこと。

３　［同左］

４　その他、本様式（注記を除く。）の記載に当たっては、別紙様式第四号記載上の注意２及び４から10までの規定に準じること。この場合において、これらの規定中、「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「ロ欄」とあるのは「ホ欄」と、「ハ欄」とあるのは「へ欄」と、「ニ欄」とあるのは「ト欄」とそれぞれ読み替えるものとする。なお、同様式記載上の注意６から10までに準じて各欄の記載に当たっては、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条に基づく原則手法適用会社について計算した額を記載すること。

ベンシー・マージン比率告示第百八十一条に基づく原則手法適用会社について計算した額を記載すること。

5　［略］

（別紙様式第五号）

（単位：百万円）

外国証券の種類別差異調整（単体ベース）		
項目	［略］	ニ 経済価値ベースの額
［略］		

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　各項について、イ欄の「財務会計ベースの額」には貸借対照表計上額、ロ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該項の額の増減額、ハ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該項の額の増減額及びニ欄の「経済価値ベースの額」には、ソルベンシー・マ

5　［同左］

（別紙様式第五号）

（単位：百万円）

外国証券の種類別差異調整（単体ベース）		
項目	［同左］	ニ 経済価値ベースの額 （イ＋ロ＋ハ）
［同左］		

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　各項について、イ欄の「財務会計ベースの額」には貸借対照表計上額、ロ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該項の額の増減額、ハ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該項の額の増減額並びにニ欄の「経済価値ベースの額」には、経済価値評価の

ージン比率告示第十条に規定する経済価値評価の額を記載すること。 2　［略］	額としてイ欄、ロ欄及びハ欄の額の合計額を記載すること。 2　［同左］
（別紙様式第五号の二） （単位：百万円） 外国証券の種類別差異調整（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用） ［略］ （記載上の注意） ［略］	（別紙様式第五号の二） （単位：百万円） 外国証券の種類別差異調整（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用） ［同左］ （記載上の注意） ［同左］

項目	［略］	ニ	［略］	ヘ
		子会社株式に係る特例手法適用前の額		子会社株式に係る特例手法適用後の額
		経済価値ベースの額		経済価値ベースの額

項目	［同左］	ニ	［同左］	ヘ
		子会社株式に係る特例手法適用前の額		子会社株式に係る特例手法適用後の額
		経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ）		経済価値ベースの額（ニ＋ホ）

備考　表中の［　］の記載は注記である。